

第58回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年6月13日（月） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 長野合同庁舎本館5階 504会議室
- 3 出席者
（委員） 中村会長、有吉委員、岩井委員、中畠委員、松江委員
（事務局） 重野課長、大草企画幹、池田主査、荻原主事、堀内主事
- 4 議 題
（1） 個人情報保護法の改正に対する県の対応案について
（2） その他
- 5 経 過
（1） 6月2日（木） 各委員へ事務局から資料を事前送付
（2） 6月13日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）

会 長： それでは、ただいまより第 58 回長野県個人情報保護運営審議会を開会いたします。本日は個人情報保護法の改正に係る論点について議論いただきたいと思います。お手元にごございます長野県の対応案に従って審議を進めさせていただきたいと思います。早速ですが、5 ページの論点 1-1 「自己情報開示請求に係る手数料」から 29 ページ論点 1-7 「法改正後の長野県個人情報保護運営審議会の存置」までについてご説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。論点 1-1 から論点 1-7 まで登録簿作成や当審議会の存続まで論点としては多岐にわたるのですが、一括していかがでしょうか。何かご意見・ご質問はございますか。〇〇委員いかがでしょうか。

委 員： 国の法律が変わってきていて、重視する趣旨は分かりますので、個人的な感想になりますが、これからデータを上手く活用していこうという大きな流れの中で、個人情報をどう扱うかということなのかもしれませんが、大きな流れとしては、いろんなデータを使うことによって新しい価値を生み出していく方向に舵を切ったのだらうと思います。そういう意味で担保すべきことは、パーソナルデータの個人情報が知らぬ間に流出させるということは抑えないといけないと思っております。そこが担保されるということであれば良いと思います。

会 長： 運用で現行の水準を維持するという努力を長野県としてはするという事なので、運用を含めれば大きなデメリットはないような気もいたします。〇〇委員いかがですか。

委 員： 国の大きな流れですので、それぞれ市町村ごと国や地域ごとの差があるところは是正されるはずですから、このような方法なのではないかと思えます。個人情報保護運営審議会が無くなるわけですが、個人情報保護審査会は現状どのような形で活動をされているのか教えていただきたいと思えます。

事 務 局： 資料 30 ページ、「審議会廃止前後のイメージ図」をご覧ください。3 列あるうちの 2 列目に個人情報保護審査会がありますが、主に 1 に記載されている事務が大半になります。具体的には、自己情報開示請求に対して、県が開示しないという不開示決定を行った場合などに、開示請求者が、不開示が妥当でないと思料する場合に行う審査請求について、同審査会にお

いて当該決定が妥当であったかということ審査していただくというのが主な業務になります。

委員： 今までもそのような形でやってきたのですか。

事務局： そうです。

会長： 実質的に個人情報保護審査会の方で同じような議論ができるということだと思います。その認識でよろしいですね。他の委員はよろしいですか。

委員： （意見、質問なし）

会長： 続きまして 32 ページ論点 2-1 「県の基本理念に関する規定」から 41 ページ論点 2-8 「特定個人情報(マイナンバー)の定義に関する規定」まで説明をお願いします。

事務局： （説明）

会長： ありがとうございます。いかがでしたか。基本理念から定義に関する規定ですが、何かご意見・ご質問はございませんか。〇〇委員いかがですか。

委員： すべて「法施行条例に規定を置かない」という案件ですね。

会長： そうですね。

委員： 39 ページの法の規定のところ、「地域の特性」との記載がありますが、長野県の場合は想定できないとの説明でしたが、具体的にはどのようなものが考えられるのですか。

事務局： 例えば、国のガイドラインですと性的少数者であるといった情報や、被差別部落出身であるといった情報など、地域的に大きな問題とされるそのようなものが想定されています。長野県では特段そのような情報を、条例で追加して定める必要はないのではないかと考えております。

委員： 被差別部落はあります。はい、わかりました。

会長： よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて 42 ページ論点 2-9 「個人情報の収集は本人からの収集を原則とする旨の規定」から 58 ページ論点 2-18 「特定個人情報(マイナンバー)の利用制限に関する規定」までご説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。論点 2-9 から論点 2-18 まで新しい個人情報保護法の関係で廃止される規定が多いようですけれども、何かご意見・ご質問はございませんか。〇〇委員どうぞ。

委 員： 今までかなり慎重の上に慎重を期してやっていたと改めて思いましたが、個人情報が守られるのであれば、特段影響はないだろうと思います。

会 長： 他の委員もよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続いて 60 ページ論点 2-19 「オンライン結合制限の規定」から、70 ページ論点 2-25 「不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができる規定」まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。法に規定があるため、法施行条例に規定しないものがございます。いかがでしょうか。〇〇委員どうぞ。

委 員： 66 ページ論点 2-22 は、26 ページ論点 1-6 との関連性とか、事前に通知を行う規定、作成公表の問題かと思いますが、同じように運用でやる場合に、各所属からの報告、照会は年 1 回の頻度でやっていくのかどのような運用を具体的に考えられていますか。

事 務 局： 今までは、年 3 回の審議会の開催に合わせて全庁に照会をかけていましたが、今後審議会が無くなってしまいますので、年 1 回当課で時期を決めまして、新しく作成するものや内容に変更が生じたものについては、報告するよう各所属に求めることとしたいと思います。

委員： 各課において忘れられないように注意喚起をして、注意喚起をした報告をまとめて、情報公開・法務課が適正さをチェックする枠組み、仕組み、その点をしっかりしていただきたいと思います。

会長： 運用でカバーしなくてはいけない事項が増えましたね。運用規定もまとめていただき、引継ぎというところで齟齬が生じるようなことがないように留意していただかないといけませんね。

委員： 先ほどの説明の中ですと、個人情報ファイル簿だと 1,000 人以下だと漏れてくるということですね。

事務局： 作成・公表の対象外ということです。

委員： それを任意で作成・公表していくと。

事務局： そうですね。

委員： それに対しても適正性を確保する運用でやっていくことなので。会長のご説明のように、運用規定のようなルール作りをされたうえで、しっかりやられた方が良いと思います。

事務局： 現在個人情報取扱事務登録簿についても作成要領がありますので、それをベースにして個人情報ファイル簿も作成要領等を策定し、適正な運用を徹底したいと思います。

会長： よろしく願いいたします。他に何かございますか。

委員： （意見、質問なし）

会長： 続いて 70 ページ論点 2-26 「自己情報の訂正に関する規定」から、80 ページ論点 2-30 「自己情報の利用中止の規定」までご説明をお願いします。

事務局： （説明）

会長： ありがとうございました。新法に規定がなくても条例で規定が置けることについては、細かい取扱いをするということで、何かご意見・ご質問ございますか。長野県の保護水準を維持するというので、意見なしでよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長： 続いて論点 81 ページ 2-31 「民間事業者への指導及び助言を行う規定」から、85 ページ論点 2-34 「県の出資法人の個人情報の保護に関する規定」まで、説明をお願いします。

事務局：（説明）

会長： ありがとうございます。何かご意見・ご質問ございませんか。〇〇委員どうぞ。

委員： 84 ページ論点 2-33 県が独自で法の運用状況の公表を行う旨の規定を置くかという論点ですが、法の規定では「委員会は、毎年度報告をとりまとめ、その概要を公表するものとする。」とのことですが、どの程度の情報なのか、特に地方公共団体は分からないので、別途運用で現行ベースの経過部分を公表するかと思いますが、状況を見ながらしっかりと公表をしていただきたいと思います。

会長： 何か考えていますか。

事務局： 現段階で、個人情報保護委員会がどの程度の内容の報告を求めてくるか明確になっておりませんが、現状国が公表しているものをベースで考えますと、例えば開示請求の件数ですと、都道府県別にそれぞれ何件といった大まかな数字は公表されると考えられますが、その内訳でどのような内容の請求がどの部局へ出ているのかを長野県では公表しているのですが、そこまでは記載が見当たらないようで、その部分については委員会への報告内容にない可能性もあると予想はしております。そこが補完できないようであれば、県独自の運用により引き続き公表していきたいと思います。

会長： 現行水準を維持できるようご努力いただけるということでよろしいですか。

事務局： はい。

会長： わかりました。対応案は以上でよろしいですか。確認ですが、前回もタイムスケジュールの説明があったと思いますが、法施行条例の制定・施行に関するタイムスケジュールを、委員の共通認識としてもう一度お分かりであればご説明をお願いします。

事務局： はい。個人情報保護法の施行条例に関しましては、今事務局の方で法施行条例案の内部検討を進めておりまして、目標としましては9月定例会において提案したいと考えております。可決されますと、10月中に公布されるということになります。また、条例の規則や運用基準、令和5年度から対応が必要な事項等の準備など細かいものにつきましても、年内を目途に内容を確定させる予定でおります。大まかなスケジュールとしては以上になります。

会長： ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。他に何かございますか。

委員： （意見、質問なし）

会長： それでは、審議は以上とさせていただきたいと思っております。

会長： 議事のその他に移りまして、前回第57回会議録ですがお手元に送付されていると思いますが、記載内容について何かございますか。

委員： （意見、質問なし）

会長： それではこの会議録は確定とさせていただきます。続きまして、次回の審議会の日程ですが、すでに令和4年7月25日月曜日午後1時30分で予約になっておりますが、特に日程変更等はございますか。よろしいですか。

委員・事務局： （同意）

会長： これで第58回個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。